

芽室町いじめ防止基本方針

かけがえのない存在である子供たちが、
元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう

平成26年7月

芽室町教育委員会

はじめに

いじめは、絶対に許される行為ではありません。いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものであるという認識の下、いじめられている子供がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子供にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。

これまでも、各学校においていじめの未然防止や早期発見、早期対応など、いじめ根絶を目指して様々な取組がなされていますが、いじめ問題への取組は、これで大丈夫ということはありません。

いじめ問題は、学校を含めた社会全体に関する課題であり、社会総がかりで対策を進めるため、国は平成 25 年6月「いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。)」を成立させ、平成 25 年 10 月に「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定しました。

芽室町では、その内容を踏まえ、いじめ根絶に向けた取組を、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、共通認識の下、一体となって進めるとともに、法第 12 条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「芽室町いじめ防止基本方針」(以下「町基本方針」という。)を策定しました。

この「町基本方針」に基づき、かけがえのない存在である子供たちが、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめ防止等の対策に取り組んでまいります。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒(以下「児童等」という。)に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

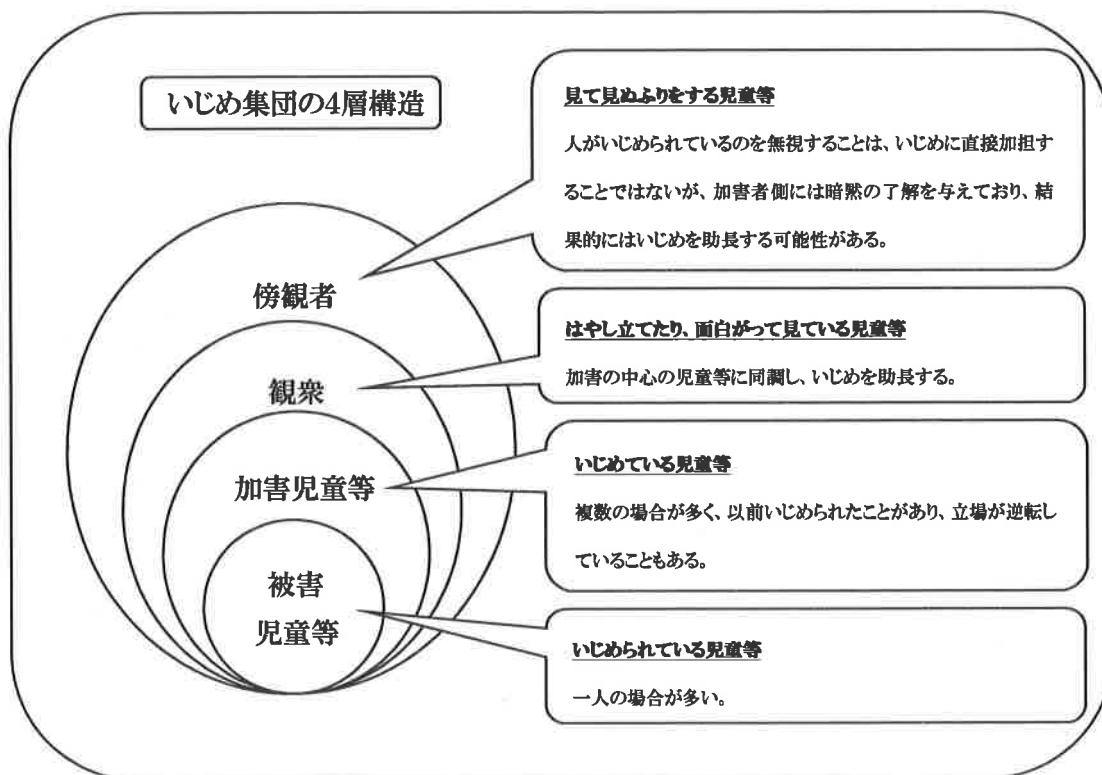
2 いじめ防止等の基本理念

「いじめは人間として絶対に許されない」という確固たる認識と毅然とした態度で、児童等一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう取り組んでいくこととする。

ア いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害であるという認識の下、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようすることを旨として行わなければならない。

イ 全ての児童等がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童等に理解を深めなければならない。

ウ いじめを受けた児童等の生命・心身を保護することが最も重要であることを認識し、学校、家庭、地域、関係機関が連携して、社会総がかりでいじめ問題の克服を目指して行わなければならない。



(出典 「新訂版いじめ教室の病」森田洋司著・清水賛二著)

3 いじめ防止等のための基本施策

(1) いじめの未然防止

学校は子供たちの様子や学級・学年等の状況を把握し、すべての教職員が子供の内面理解に努め、その変化に敏感であることが大切です。好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、互いに認め合い、支え合い、助け合う、いじめを許さない学級や学校づくりをあらゆる教育活動を通じて取り組むことが大切です。

保護者は、子供が、いじめの被害者にも加害者にもなりうることを理解し、子供の日々の表情や行動等を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切です。そして、子供を、徹底して守り抜く姿勢といじめを容認しない強い意志を示し、いじめに気付き、いじめの事実があると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談又は連絡することが大切です。

(2) いじめの早期発見

いじめは、教職員や大人が気付にくいところで行われ、潜在化しやすいことをよく認識し、子供の挙動の変化を、学校、家庭、地域社会等が連携し総力で察知に努めることが必要です。そのため、集団の中で配慮を要する子供に気付き、些細な言動から心の訴えを敏感に感じ取れる感性を高めることが必要です。

(3) いじめの早期対応

いじめの兆候を確認した場合は、問題を軽視することなく、早期に適切に対応することが大切です。いじめられた子供、いじめを知らせてくれた子供の安全を最優先に確保し、いじめの事実確認は、いじめられた子供、いじめたとされる子供から経過や心情などを聞き取るとともに、周囲の子供や保護者、第三者などからも詳しく情報を収集し正確に把握します。この場合、事実確認や保護者の対応は、複数の教職員で行うなど、管理職の指示のもとに教職員間の組織的な連携と情報共有を行うことが大切です。

(4) 家庭・学校・地域・関係機関の連携

地域全体で児童等を見守り、健やかな成長を促すためには、学校、家庭、地域、関係機関等との連携が必要です。

子供の教育は、家庭や保護者の果たす責任もが大きく、規範意識などを養う指導等をより適切に行うためには、地域を含めた家庭との連携強化が重要であり、PTAや地域の関係団体等と学校とが、共通理解に立ち連携して取り組むことが必要です。

また、いじめに関係した児童等に対して、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関や警察との適切な連携が必要であり、担当者間での情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要です。

第2 いじめの防止等のために町が実施する施策

1 芽室町いじめ問題対策連絡協議会の設置

町は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する関係機関の連携を一層図るため、学校、教育委員会、児童相談所、警察署その他の関係者により構成される、「芽室町いじめ問題対策連絡協議会」(以下「連絡協議会」という。)は、芽室町要保護児童対策地域協議会代表者会議をもってこれに充て、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るものとします。

2 芽室町いじめ等問題対策委員会(仮称)の設置

芽室町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として、条例により、「芽室町いじめ等問題対策委員会(仮称)」(以下「対策委員会」という。)を設置することができるものとします。また、必要に応じて調査を行うほか、いじめ防止等のための調査研究や、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図ります。

3 教育委員会の取組

(1) いじめの未然防止

- ア 教育委員会が提唱する「3つの心運動(あいさつ・親切・美化)」の推進によって、児童等の言葉遣いや時間の遵守など、生活やきまりの大切さを理解させるとともに、子供たちが共有し高め合う集団づくりに努め、児童等の自己有用感や自己肯定感を育てる教育を推進します。
- イ 児童等の豊かな情操と道徳心を培い、自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度などの育成を全ての教育活動を通じた、道徳教育及び体験学習等を推進します。
- ウ 児童等や保護者、教職員の悩みや不安を解消するため、スクールライフアドバイザーを配置し、教育相談を実施するとともに相談体制の充実を図ります。
- エ 「芽室町子どもの権利に関する条例」を制定している町として、児童等の人権意識の向上を図るため、町と連携し、各学校において「子どもの権利などに関する出前授業」を開催します。
- オ 児童等一人一人の学校や学級における生活意欲や満足度を把握し、望ましい学級集団づくりや人間関係づくりを進めるため、「QUテスト」の活用を図ります。
- カ 中学生による「1日教育委員事業」を通じ、町内の各中学校の生徒がいじめ問題について協議し、いじめ根絶の意識を高めるとともに、各学校での具体的な取組の機運が高まるようになります。
- キ インターネットを通じて行われるいじめやトラブルを防ぐため、各学校において情報モラル教育の充実を図るほか、保護者などとの連携の下、家庭におけるルールづくり等の重要性などの啓発推進に努めます。
- ク 児童等の小さなサインであっても見逃さないよう、日常的な観察方法やカウンセリングの技

法等を用いた教育相談の在り方や対応力などの向上を図るため、各学校における校内研修の充実への働きかけをします。

(2) いじめの早期発見

ア いじめの実態把握や早期発見、早期対応などをするため、全校の児童等に対して、「いじめアンケート調査」を年2回実施します。なお、北海道教育委員会が実施している調査もって替えます。

イ 教育委員会が設置するスクールライフアドバイザーによる教育相談を実施するとともに、相談窓口を周知します。

ウ 児童等及び保護者からいじめに関する相談に応じるため、いじめ相談ダイヤル「教育相談メムロ」を設置します。

(3) いじめの早期対応

ア 教育委員会は、法第 23 条第1項の規定により学校や児童等からの相談に応じる者及び保護者からいじめの報告を受けたときは、町基本方針を踏まえ、学校に対して、いじめ事実の確認や早期解消に向けた迅速な対応等に関し、必要な指導・助言を行います。

イ いじめが確認された場合には、いじめをやめさせ及びその再発防止のため、教育委員会が設置するスクールライフアドバイザーを派遣するなどの必要な支援のほか、聞き取りや調査等を行うとともに、学校と連携・協力して、いじめの解消に向けて迅速な対応を進めます。

第3 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、法第 13 条の規定に基づいて、国及び道、町基本方針を参考に、実情に応じ、自校におけるいじめ防止等の取り組みについて、校内組織の在り方、基本的な考え方、取り組みの内容等について、「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定めるものとし、策定した学校基本方針は、学校のホームページなどで公表するものとします。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

各学校は、法第 22 条に基づいて、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、既存組織の活用を図るなど、「学校いじめ対策委員会」を設置します。当該組織は、校長、教頭、生徒指導担当教諭、学年主任、学級担任、養護教諭等の複数の教職員や外部有識者などによって組織し、いじめ防止等への組織的対応の中核として機能するよう、校長が学校の実情に応じて定めるものとします。

3 学校におけるいじめ防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止

いじめは、「どの学校、どの子供にも起こりうる」、「どの子供も被害者にも加害者にもなりうる」

という認識に立ち、全ての教職員の共通理解のもといじめ防止等に取り組みます。

- ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて校内研修を行い、いじめの対応力の向上と生徒指導体制の充実を図るとともに、児童等に対し全校集会や学級活動などで、「いじめは人間として絶対に許されない」ことの指導を徹底します。
- イ 教育活動全体を通じて相手の気持ちを考え、思いやることの大切さを学ぶ人権教育や道徳教育の充実、児童等一人一人が自己有用感や自己肯定感、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係づくりや豊かな情操を培う指導に努めます。

(2) いじめの早期発見

いじめについて、些細な変化であっても、いじめではないかとの疑いをもち、早い段階から複数の教職員で関わり、隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知します。

- ア 定期的なアンケート調査や教育相談の実施
- イ QUテストの活用
- ウ 教職員と児童等の間に日常行われている個人ノートや日記等の活用
- エ 個人面談や家庭訪問の実施
- オ ネットパトロール等の実施
- カ その他必要な取組

(3) いじめの早期対応

- ア いじめの発見や通報を受けた場合には、直ちに校長へ報告するとともに、特定の教職員で抱え込みず、組織的に対応します。
- イ いじめられた児童等やいじめを知らせてきた児童等を守り通すとともに、加害側児童等には、教育的な配慮の下、毅然とした態度で指導します。
- ウ いじめの疑いや訴えがあった場合には、いじめ対策委員会が、速やかに関係児童等から事情を聞き取ります。
- エ 事実確認の結果は、遅滞なく、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害側・加害側児童等の保護者に連絡し、解決に向けた学校の取組などに理解と協力を求めます。
- オ いじめの対処については、指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、外部有識者等による指導・助言を得るとともに、教育委員会へ報告します。また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、警察署に通報し援助を求める。

(4) 学校及び教職員の責務

学校は、いじめを早期に発見するため、児童等に対して定期的な調査を行うとともに、個別面談や児童等の実情に応じ必要な措置を講じます。なお、これらの調査や措置は、児童等が義務教育に在籍期間中は記録として保存します。教職員は、保護者等との連絡を緊密にしながら、教職員間で連携して、子供の変化に気付くための配慮をしなければならない。校長は、教職員がいじめに気付いたとき、若しくは児童等又は保護者・関係機関等からいじめの訴え

があったときは、速やかにいじめ対策委員会において情報共有を図り、いじめの問題解決に向けた、指導・支援の体制・対応方針について決定し、学校全体で適切かつ迅速に対処します。

4 その他留意事項

(1) 学校評価

学校評価において、いじめ防止等の対策を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるように努めます。

(2) 家庭や地域との連携

学校基本方針等について、保護者や地域の理解を得ることで、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通して家庭や地域との連携協力を図ります。

(3) 個人情報の保護

いじめ対策委員会に携わる外部有識者等は、いじめの調査等に際して知り得た全ての個人情報について、第三者に提供又は開示してはならない。なお、いじめ対策委員会から退いた場合も同様とします。

第4 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

法第28条第1項及び第2項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

⇒ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童等の状況に着目して判断し、例えば、自殺や重大な傷害、金品等の重大な被害、精神性の疾患の発症などが想定されます。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

⇒ 「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会へ報告します。報告を受けた教育委員会は、速やかに、町長へ事態発生について報告します。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

法第 28 条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行います。調査の主体は、学校又は教育委員会が行うこととし、事案の特性等を踏まえ、その判断は教育委員会が行います。

(4) 調査を行う組織

調査を行う組織は、学校にあっては「学校いじめ対策委員会」が、教育委員会にあっては、「対策委員会」が行います。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

事実関係を明確にすることは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、「いつ、誰から行われ、どのような様態であったのか、いじめを生んだ背景事情や児童等の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなど」の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他訴訟への対応を直接目的とするものではないことは言うまでもなく、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

(6) 調査結果の提供及び報告

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明するとともに、町長へ報告します。

2 調査の報告を受けた町長による再調査及び措置

いじめに係る重大事態の調査結果の報告を受けた町長は、必要があると認めるときは、再調査を行うことができます。町長が再調査を行った場合は、その結果を町議会に報告しなければならない。

第5 その他

教育委員会は、町基本方針が実情に即しているかどうか適宜点検し、必要に応じて見直します。